

前橋市職員定数条例の改正について（議案第126号）

行政管理課

1 改正の理由

- (1) 定年の引上げによる高齢期職員の増加に対応するため、市長の事務部局の職員の定数を改める。
- (2) 消防力の充実を図るとともに、定年の引上げによる高齢期職員の増加に対応するため、消防職員の定数を改める。

2 内容

- (1) 市長の事務部局の職員の定数を1,760人（現行1,715人）とする。
- (2) 消防職員の定数を426人（現行406人）とする。

3 施行期日

令和7年4月1日